

平成28年8月8日

衆議院議長 大島理森 殿
参議院議長 伊達忠一 殿
内閣総理大臣 安倍晋三 殿

人事院総裁 一宮 なほみ

人事院は、国家公務員法、一般職の職員の給与に関する法律、一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律等の規定に基づき、一般職の職員の給与について別紙第1のとおり報告し、別紙第2のとおり勧告するとともに、別紙第3のとおり一般職の職員の育児休業等について意見の申出を行い、一般職の職員の勤務時間、休暇等について勧告する。あわせて、公務員人事管理について別紙第4のとおり報告する。

目 次

別紙第1	職員の給与に関する報告	1
第1	給与勧告制度の基本的考え方	1
第2	官民給与の状況と給与改定	5
第3	給与制度の改正等	13
第4	給与勧告実施の要請	20
別紙第2	職員の給与の改定に関する勧告	25
別紙第3	国家公務員の育児休業等に関する法律の改正についての意見 の申出及び一般職の職員の勤務時間、休暇等に関する法律の 改正についての勧告	85
別紙第4	公務員人事管理に関する報告	95
1	人材の確保及び育成	97
2	働き方改革と勤務環境の整備	100
3	高齢層職員の能力及び経験の活用（雇用と年金の接続）	106